

公募要領

1 事業名

動画配信クリエイターによる文化プログラムの認知度向上に資する動画コンテンツの制作等に関する業務

2 事業の趣旨

オリンピック・パラリンピックは、スポーツの祭典であると同時に、文化の祭典である。「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」においても、東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、東京オリ・パラ大会という。）を我が国の文化財や伝統等の価値観を世界に発信するとともに、文化芸術が生み出す社会への波及効果を生かして諸課題を乗り越え、成熟社会に適合した新たな社会モデルの構築につなげていくまたとない機会ととらえ、リオ大会後から全国の自治体や企業等と連携して文化プログラムを全国津々浦々で推進していくことを目標としている。

文化プログラムに関する認定の枠組みとして、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会による「東京2020文化オリンピアード」「東京2020NIPPONフェスティバル」、東京都による「Tokyo Tokyo FESTIVAL」、政府では文化庁を中心に「日本博」「beyond2020プログラム」がそれぞれ企画され、東京オリ・パラ大会本番年における多数の文化プログラム開催に向け、準備が進められてきた。東京オリ・パラ大会の延期に伴い、新たな本番年となる2021年に向け、文化プログラムへの参加機運醸成が不可欠である。

しかしながら、国内においても、元来文化への関心が高い一部の層以外では、文化プログラムへの積極的な関心・参加の機運醸成には至っていないのが現状である。日本人自身が日本文化の魅力を認識し、国民ひとりひとりがいわば「日本文化大使」の役割を果たせるよう、幅広い年代で、文化芸術に触れる機会へ誘導していく取組が必要である。

本事業は、こうした課題を解決するため、二次的な情報発信力が高いとされている10代～30代を中心とした若年層を主な対象とし、文化プログラムの認知度向上と参加機運醸成に資する求心力の高い動画配信クリエイターを活用した動画の企画・制作等に関する業務を委託するものである。特に、2021年3月までに開催が予定されている良質な文化プログラムを題材として、その楽しみ方をアーカイブ化し、発信することで、本番年に向けた参加機運醸成に繋がる動画コンテンツ制作等を実施する。

3 事業の内容

別紙「仕様書」による。

4 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

6 企画提案書の提出方法等

(1) 企画提案書の提出場所、企画競争の内容を示す場所及び問い合わせ先

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

担当：文化庁参事官（芸術文化担当）付新文化芸術創造活動推進室

電話：03-5253-4111（代表）内線3108

FAX：03-6734-4857

E-mail : bun-pro@mext.go.jp

(2) 企画提案書の提出方法

①用紙サイズをA4縦判、横書きとする。

②提出方法は、郵送及びE-mail とすること。（または持参も可とする。）

○郵送

- ・簡易書留、宅配便等で送付すること。
- ・提案書類は、紙媒体及びPDFファイルの電子データ形式で提出すること。
- ・募集締切後、受領通知を事務連絡先に送付する。

○E-mail

- ・上記(1)のアドレス宛に送信する。
- ・送信メールの題名は、事業名によること。
- ・添付ファイル名は、事業名によること。
- ・提案書類はPDFファイルの電子データ形式で提出すること。
- ・受信通知は、送信者に対してメールにて返信する。

○持参

- ・受付時間：平日10:00～17:00（12:00～13:00除く）
- ・提案書類は、紙媒体及びPDFファイルの電子データ形式で提出すること。
- ・募集締切後、受領通知を事務連絡先に送付する。

③その他

- ・企画提案書を提出する際には、組織の代表者名で、本件に対する応募の意思を明確に示す書面を提供すること。
- ・企画提案書に関する事務連絡先（照会先）を明記すること。
- ・企画提案書は、日本語及び日本国通貨で作成し、10部提出すること。

(3) 提出書類

①企画提案書（10部）※（様式1）～（様式3）までの提出を必須とする。

②審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

③その他必要と思われる資料

(4) 企画提案書の提出期限等

提出期限：令和3年1月12日（火曜日）17時必着

提出先：上記(1)に示す場所。

(5) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

なお、公募締切日後の企画提案書等の提出、差替え及び訂正は認めない。

7 本件に関する質問等

様式は自由とし、質問者名、会社名、部署名、電話番号、FAX番号を明記の上、上記6の(1)にてFAXにて行うこと。

回答に関しては、FAXにて行うが、審査に関する質問については回答できない。

なお、競争参加者からの問合せ及び相談等については、ホームページ等を通じて等しく周知する。

8 事業規模（予算）及び採択件数

事業規模：32,000千円

採択件数：1～2件程度（予算の範囲内において、選定委員会で採択件数を決定する。）

9 選定方法等

(1) 選定方法

①書類選考

文化庁に設置する選定委員会において、提出された提案書類にて書類選考を実施する。

②面接選考

必要に応じて、選定委員会において、企画提案者に対する面接選考を実施する。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、10日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

10 誓約書の提出等

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。

(2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

(3) 前2項は、支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと認める場合は適用しない。

11 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書を基に事業実施条件を調整した上で、別途業務計画書を提出してもらい、条件の調整が整い次第、委託契約するものとする。なお、契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。契約金額については、業務計画書の内容を勘案して決定するので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合は、契約締結ができない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

12 スケジュール

① 公募開始：令和2年12月14日（月曜日）

② 公募締切：令和3年1月12日（火曜日）

③ 審査・選定：令和3年1月中旬（予定）

④ 事業計画書の提出：令和3年1月下旬（予定）

⑤ 契約締結：令和3年1月下旬（予定）

⑥ 契約期間：契約締結日から令和3年3月31日まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成にあたっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

13 その他

(1) 事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書、文化庁委託業務実施要領等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

(文化庁委託業務実施要領：https://www.bunka.go.jp/qa/pdf/r1389381_01.pdf)

(2) 選定した企画の内容は、文化庁と選定者の協議の上、変更することがある。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出いただく必要がありますので、事前の準備のほど、よろしく願いいたします。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知願います。

- ・業務計画書（委託業務経費内訳を含む）
- ・再委託に係る業務委託経費内訳
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規程、見積書など）
- ・銀行振込依頼書